消費税率引き上げに伴う使用料・手数料、利用料金の改定について

資料５

平成31（2019）年10月1日より消費税率が引き上げられることに伴い、課税対象となる使用料・手数料、指定管理者が管理する施設の利用料金の上限について、所要の改定を行う。

Ⅰ．使用料・手数料

１　改定の考え方

* 現行の料金に110/108を乗じる
* 端数処理は利用者の便宜を考慮し、原則、切り捨て

２　改定の時期　　平成31（2019）年10月1日

３　改定件数　　　使用料　15条例　258件（改定する施設は別紙）

手数料　 8条例　 52件（改定する手数料は別紙）

４　増収見込額　　54,508千円

（平年度）

Ⅱ．利用料金

　１　改定の考え方

* 現行の上限料金に110/108を乗じる
* 端数処理は、指定管理者が消費税を適切に転嫁できる環境を整えるため、必要な範囲で切り上げ

　２　改定の時期　　平成31（2019）年10月1日

　３　改定件数　　　19条例　1,341件（改定する施設は別紙）

　４　増収見込額　　111,505千円 ※ 条例の上限料金で収入した場合の見込額

（平年度）　　111,505千円 ※ 利用料金は指定管理者の収入になるため、

府の収入とはならない

（別紙）

使用料を改定する施設

日本万国博覧会記念公園、障がい者交流促進センター、

稲スポーツセンター、漁港、府営公園、道路、河川、砂防指定地、

海岸保全区域及び一般公共海岸区域、一般海域、港湾区域、港湾施設、

下水管渠

手数料を改定する事務

　　　障がい者交流促進センターの講座受講料

　　　子ども家庭センターの診療料等

　　　砂川厚生福祉センターの診療料等

　　　監察医事務所の文書交付手数料

　　　中河内救命救急センターの死後の処置料

　　　保健所の試験、検査等の手数料又は診療料

　　　家畜保健衛生所の繁殖障害除去手数料等

　　　建築都市行政事務手数料（各種の構造計算適合性判定手数料）

利用料金の上限を改定する施設

　　　青少年海洋センター、国際会議場、男女共同参画・青少年センター、

　　　日本万国博覧会記念公園、江之子島文化芸術創造センター、

大型児童館ビッグバン、労働センター、府営公園、府営駐車場、

花の文化園、府民の森、金剛登山道駐車場、中央卸売市場、体育会館、

漕艇センター、臨海スポーツセンター、門真スポーツセンター、

少年自然の家、中之島図書館、中央図書館